

秋田市告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和6年3月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
セントシ ェアハウ ス株式会 社	みんなのまち 訪問看護ステ ーション	秋田市新屋比内 町22番22号	令和6年2月29日	訪問看護、 介護予防訪 問看護